

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市戸畑区中原東二丁目三六〇番地三、最後の住所福岡県北九州市小倉北区日明三丁目一〇番八号

被相続人 亡 野村 政人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目一番二七号 AS OFFICE 博多 弁護士 土法人 RIT A 総合法律事務所福岡事務所

相続財産清算人 澤戸 博樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区上上津役四丁目一三番、最後の住所北九州市八幡西区上上津役四丁目一三番一

被相続人 亡 西島 和世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

福岡県遠賀郡水巻町吉田東二丁目二番一 号おんが司法書士事務所 司法書士 小金丸信介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市御厨町郭公尾免一一二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 山本 昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

長崎県佐世保市城山町五番一 号 相続財産清算人 司法書士 松本 知巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字内籠三五五一番地、最後の住所大分県大分市横田一丁目八番一八号

被相続人 亡 永田眞五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

大分県大分市荷揚町一〇番二 号 弁護士 法人鳥越法律事務所 相続財産清算人 弁護士 寺本 裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市宮田町五〇番地、最後の住所宮崎県宮崎市吉村町大町前甲二二四三番地六 被相続人 亡 山中 保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

宮崎県宮崎市大塚町浜川田四九四七一二 号おんが法律事務所 相続財産清算人 弁護士 山田 秀一

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 東京都中野区松が丘一丁目二〇九番六

二 供託所 東京法務局 供託番号 令和八年度金第一七八一四号

三 供託金額 四万七〇六円

四 裁判所 東京地方裁判所

五 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

六 事件番号 令和七年(チ)第三〇一二号

七 令和八年八月十九日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三一番一 号 KSBビル六〇一 よつ葉法律事務所

所有権不明土地管理人 井ノ川龍太郎

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 福井市境寺町三三三三

二 供託所 福井地方法務局 供託番号 令和八年度金第二一〇号

三 供託金額 二二万四六一四円

四 裁判所 福井地方裁判所

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 熊本県玉名郡長洲町大字宮野字高田二二六七番、熊本県玉名郡長洲町大字宮野字山畑二四六二番二

二 供託所 熊本地方法務局玉名支局 供託番号 令和八年度金第六十号

三 供託金額 一、八七九、九三〇円

四 裁判所 熊本地方裁判所玉名支部

五 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

六 事件番号 令和五年(チ)第一号

七 令和八年八月十九日

熊本県荒尾市宮内一七六番地一一

所有権不明土地管理人 小柳 亮幸

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 河野 弘之

住所 宮城県仙台市若林区中倉三丁目一八番二五一一〇三三

二 生年月日 昭和十八年七月二十九日

三 供託所 仙台法務局 供託番号 令和八年度金第五八三三三

四 供託金額 一一、一二〇、八八七円

五 裁判所 仙台家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和十四年(家)第三〇〇九一

令和八年八月十九日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番一一号

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番一一号

レイトンビル七階

不在者財産管理人 小田嶋章宏

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 八木 里江

住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンバレーニユーヘブン通一〇七三三

二 生年月日 昭和二十三年一月十一日

三 供託所 東京法務局 供託番号 令和八年度金第一五五八八号

四 供託金額 五、一九六、五六六円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和四年(家)第七〇四九一

令和八年八月十九日

東京都中野区中央三丁目三九番一 号 たんばば法律事務所

不在者財産管理人 元倉美智子

第28期決算公告

令和8年8月19日

東京都中央区京橋一丁目8番7号
ハイトスコーポレーション株式会社
代表取締役 藤原 修司

貸借対照表の要旨

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,504,238	流動負債	5,748,343
固定資産	3,802,482	固定負債	1,754,960
繰延資産	893	固定資産	7,804,309
		資本	100,000
		資本	100,000
		資本	100,000
		利益剰余金	7,849,802
		利益剰余金	23,940
		利益剰余金	7,825,862
		その他利益剰余金	(1,179,041)
		自己株式	△245,492
資産合計	15,307,613	負債・純資産合計	15,307,613

第52期決算公告

令和8年8月19日

千葉県八千代市上高野1728番地5
株式会社T O A シンプル
代表取締役 安池慎一郎

貸借対照表の要旨

(令和8年4月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,057	流動負債	1,377
固定資産	2,372	固定負債	1,471
		資本	1,580
		資本	80
		資本	20
		資本	19
		資本	0
		利益剰余金	1,773
		利益剰余金	7
		利益剰余金	1,765
		その他利益剰余金	(67)
		自己株式	△292
資産合計	4,429	負債・純資産合計	4,429